ロ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成二七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成二七年度基準エネルギー消費効率」という。）に一〇〇分の一二五を乗じて得た数値以上であること。
ハ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
(5)　次に掲げる軽油自動車
イ　乗用車のうち、平成二一年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの
ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成二一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ハ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成二一年一〇月一日（車両総重量が一二トン以下のものにあっては、平成二二年一〇月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二一年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
(二)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に一〇〇分の二〇を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の三関係）
(1)　次に掲げるガソリン自動車
イ　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
ロ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ハ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
ニ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
(2)　次に掲げる軽油自動車
イ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成二一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成二一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ハ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成二一年軽油重量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ニ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
ホ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ヘ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成二一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ト　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
チ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
リ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成二一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ヌ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
ル　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ヲ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成二一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ワ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
カ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ヨ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成二一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
タ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
レ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ソ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成二一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ツ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
ネ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ナ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成二一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ラ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
ム　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ウ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成二一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ヰ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
ノ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
オ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成二一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ク　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
ヤ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
マ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成二一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ケ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
フ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
コ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成二一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
エ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
テ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ア　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成二一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
キ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
ユ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
メ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成二一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ミ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
シ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ヒ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成二一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
モ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
セ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ス　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成二一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ン　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
(3)　次に掲げる軽油自動車
イ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ロ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成二一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
(4)　次に掲げるガソリン自動車
イ　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
ロ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ハ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
ニ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
(5)　次に掲げる軽油自動車
イ　乗用車のうち、平成二一年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの
ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成二一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ハ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成二一年一〇月一日（車両総重量が一二トン以下のものにあっては、平成二二年一〇月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二一年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
(二)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に一〇〇分の二〇を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の三関係）
(1)　次に掲げるガソリン自動車
イ　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
ロ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ハ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
ニ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
(2)　次に掲げる軽油自動車
イ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成二一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ロ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
ハ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ニ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成二一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
(3)　次に掲げるガソリン自動車
イ　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
ロ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ハ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
ニ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成二一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
(4)　次に掲げるガソリン自動車
イ　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
ロ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
ハ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効